



標茶町特定不妊治療費助成事業のお知らせ



標茶町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、体外受精・顕微授精（特定不妊治療）の治療費を一部負担します。

対象となる治療

- ✦ 体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）が対象となります。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

対象者

- ✦ 治療機関の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のすべてに該当する方が対象となります。
 1. 北海道特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた方
 2. ご夫婦いずれかが、治療終了時及び助成申請時に標茶町に住民登録をしている方
 3. 法律上の婚姻をしている方
 4. ご夫婦にかかる町税に滞納がない方
 5. 助成を受けようとする治療について、他の市町村から同等の助成を受けておらず、受ける見込みがない方

助成の内容

- ✦ 採卵を伴う治療は1回につき15万円
- ✦ 以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は、1回につき5万円
- ✦ 特定不妊治療に至る過程の一環として精子を精巣または精巣上体から採取する手術を行った場合は1回につき15万円を上限額として助成します。（H28年4月1日以降に終了した治療が対象）
- ✦ 治療に要した費用から北海道の助成金を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額を助成します。
- ✦ 助成回数は道事業の助成を受けた回数によって異なりますので、詳細は健康推進係へご確認ください。

助成の手続き

- ✦ 北海道の特定不妊治療費助成の決定を受けた後、健康推進係へ申請してください。原則、道事業の助成の決定を受けた年度内に申請してください。

【申請に必要なもの】

1. 特定不妊治療費助成金交付申請書
(申請書はふれあい交流センターにある他、町ホームページからもダウンロード可能)
2. 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定通知書の写し
3. 2の助成申請の際に添付した「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し
4. 銀行の口座番号がわかるもの
5. 印鑑

お問い合わせ先

標茶町ふれあい交流センター内 保健福祉課健康推進係

電話 015-485-1000 FAX 015-485-2177